所得税確定申告（住民税申告）の相談

問 町民税務課課税係　TEL 0243(62)4735

平成25年分（平成25年１月～12月まで）の所得税確定申告（住民税申告）の相談を実施します。
遠方に避難し、来場できない方で所得税に関する相談などがある方は、最寄りの税務署にご連絡ください。

所得税確定申告（住民税申告）の相談スケジュール

月　日	時　間	会場名
２月17日(月)	９時～15時	役場二本松事務所
２月18日(火)		
２月19日(水)		
２月20日(木)		
２月21日(金)		
２月22日(土)		
２月23日(日)	申告休み	
２月24日(月)	９時～15時	役場二本松事務所
２月25日(火)		
２月26日(水)		
２月27日(木)	申告休み（移動日）	
２月28日(金)	９時～15時	復興再生事務所（南相馬市）
３月１日(土)		
３月２日(日)	申告休み	
３月３日(月)	９時～15時	役場二本松事務所
３月４日(火)		
３月５日(水)		
３月６日(木)	申告休み（移動日）	
３月７日(金)	９時～15時	いわき出張所
３月８日(土)		
３月９日(日)	申告休み	
３月10日(月)	９時～15時	役場二本松事務所
３月11日(火)		
３月12日(水)		
３月13日(木)		
３月14日(金)		
３月15日(土)		

【ご注意ください】
２月27日(木)～３月１日(土)と３月６日(木)～３月８日(土)は、南相馬市およびいわき市会場準備受付のため、浪江町役場二本松事務所での申告相談はお休みとなります。

申告相談会場に持参いただきたい書類

	項目等	添付または提示する書類
収入金	給　与	源泉徴収票（原本）
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	白色申告者…収支の内訳がわかるもの
	事業・農業	
	不　動　産	
	配　当	種類に応じた支払通知書
	給　与（賠償金）	東京電力による賠償金が分かる明細書
	事業・営業等（賠償金）	
	事業・農業（賠償金）	
	不動産（賠償金）	
控　除	生命保険料控除	支払った掛金額の証明書
	地震保険料控除	支払額などの証明書

※還付金などが発生する可能性もありますので、預金通帳と印鑑（認印（シャチハタ不可））を忘れずにご持参ください。
※平成22年分、平成23年分および平成24年分の所得税確定申告で自宅や家財の雑損控除をされている方は、その申告書の控えをご持参ください。
※会社等で年末調整している方で、その給与以外に収入のない方は確定申告をする必要はありません。

県内の税務署の確定申告会場

開設期間
2月3日(月)～3月17日(月)
※白河除く

※土・日・祝日は除きます。
※白河市産業プラザ人材育成センター会場は、２月10日(月)から開設します。
※喜多方署・田島署以外は、税務署内に「申告書作成会場」を設置していませんのでご注意ください。

税務署	会　場	開設時間	連絡先
福　島	ウィル福島（福島市鎌田字卸町10-1）※２月23日・３月２日の日曜日も開設します。	9時30分～16時	024-534-3121
会津若松	会津ロイヤルプラザ　２階（会津若松市中町3-53）	9時～16時	0242-27-4311
郡　山	南東北総合卸センター協同組合イベントホール（郡山市喜久田町卸一丁目1-1）	9時30分～16時	024-932-2041
いわき	イオンいわき店　２階（いわき市平字三倉68-1）	9時～16時	0246-23-2141
白　河	白河市産業プラザ人材育成センター　２階講堂（白河市中田140）	9時～16時	0248-22-7111
須賀川	須賀川市産業会館　２階（須賀川市花岡34-2）	9時～16時	0248-75-2194
喜多方	喜多方税務署（喜多方市字中島7513－3）	9時～17時	0241-24-5050
相　馬	相馬市振興ビル　６階（相馬市中村字塚ノ町65-16）	9時～16時	0244-36-3111
二本松	二本松市市民交流センター（二本松市本町2-3-1）　※駐車場は有料です。	9時15分～16時	0243-22-1192
田　島	田島税務署（南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2）	9時～17時	0241-62-1230

みんなの図書館

２月の休館日

３日(月)　10日(月)　11日(祝)　16日(日)　17日(月)　24日(月)

浪江 in 福島ライブラリー きぼう（仮設浪江図書館）
TEL・FAX 024(573)4295
〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8
◆貸出冊数　１人５冊まで
◆利用時間　９時～17時
※お気軽にご利用ください。

読んでみませんか

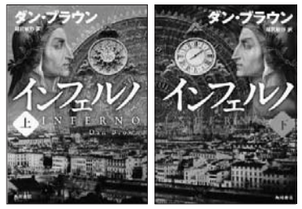

「インフェルノ」上・下
ダン・ブラウン/著　角川書店2013
フェレンツェを舞台にラングドンが奔走する。「ダ・ヴィンチ・コード」のダン・ブラウン最新作。世界滅亡へのカウントダウンを阻止せよ!!

「四十九日のレシピ」
伊吹有喜/著
ポプラ社2010
突然、ある「レシピ」を残して母が亡くなった。大切な人を亡くした家族が再生に向かうまでの49日間、深い傷を負った主人公の最後の選択は…。

「人形出会い旅」
高橋まゆみ/著　信濃毎日新聞社2011
人形作家90カ所の展覧会会場で180万人が来場。人形作家高橋まゆみさんの人形を通した出会い、思いが綴られている初の人形フォト＆エッセー集です。

介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得税控除の対象となります。

①社会保険料控除
平成25年１月から12月の浪江町介護保険料は減免になっているため、浪江町に住所を有する65歳以上の方で該当する方はおられません。

②医療費控除
●介護保険サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料等のうち、医療費控除の対象となるものは、「医療費控除対象額」と領収書に記載されているものです。
●おむつ代の取扱い
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告に必要な方は、介護保険係 TEL 0243(62)0172までお問い合わせください。
▽**対象者**
おおむね６カ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方
▽**必要書類**
《初めて控除を受ける方》
●領収書
●医師が発行する「おむつ使用証明書」
※証明書の様式は介護保険係にあります。
《２年目以降の方》
●領収書
●「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」でも可
※申請が必要になります。

③障害者控除
65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。
▽**対象者**
65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護１から要介護５の認定を受けている方のうち、要件に該当する方。
（要件とは、要介護認定時の主治医意見書の日常生活自立度によります。）
▽**基準日**
所得控除対象年の12月31日
（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）
▽**手続方法**
《浪江町役場町民税務課で申告する場合》
手続は不要です。
《上記以外の場合》
●「障害者控除対象者認定書」の申請手続きが必要です。
●申請書が必要な方は介護保険係にご連絡ください。（町ホームページからもダウンロード可）
●「障害者控除対象者認定書」は申請書を審査し発行します。
●手続きは余裕をもって行うようお願いします。